

日本歯科東洋医学会認定医制度施行細則

第1章 総則

第1条 日本歯科東洋医学会認定医・専門医・指導医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、認定医に関して、同規則に定められている事項以外は、次の各項に従うものとする。

第2章 認定医資格

第2条 認定医の資格を申請する者は、次の各号を満たしていること。

- (1). 日本国歯科医師の免許を有すること
- (2). 日本歯科東洋医学会の会員であること
- (3). 認定研修の必要基準を満たしていること
- (4). 以上の各号と同等以上の経歴があると認められた者で、認定委員会の議を経て学会で承認されること

第3章 認定研修の項目と基準

第3条 規則第6条に規定された認定研修の基準は、次の各項による。

1. 学会の会員歴は、入会した日から申請期日まで継続して在籍した満年数で算定する。
2. 学会の学術集会への出席
 - a. 日本歯科東洋医学会学術大会（国際大会時は加算がある）・・・1回 10単位
 - b. 日本歯科東洋医学会支部集会・学会の認める学術集会・・・1回 2単位
 - c. 日本歯科医学会・・・1回 5単位
3. 歯科東洋医学に関連する学術集会での発表
 - a. 日本歯科東洋医学会学術大会（口演発表、ポスター発表）・・・演者 1回 15単位
共同発表者 1回 10単位
 - b. 日本歯科東洋医学会支部集会・学会の認める学術集会（口演発表、ポスター発表）
・・・演者 1回 10単位
共同発表者 1回 5単位
 - c. 日本歯科東洋医学会学術大会、支部集会におけるワークショップ講師、
パネルディスカッション講師、研修会での講師、学会の認める学術集会における講師
・・・1回 10単位
4. 歯科東洋医学に関連する学術刊行物での発表
 - a. 日本歯科東洋医学会誌・学会の認める学術刊行物（原著・臨床論文）
・・・著者 1回 30単位
共同研究者 1回 20単位
 - b. 日本歯科東洋医学会誌・学会の認める学術刊行物における総説・症例報告ほかは、
上記の二分の一単位とする。
5. 単行図書・・・著者 1回 30単位
共同執筆者 1回 20単位

- (2) 認定申請書（第1号様式）
- (3) 履歴書・会員歴（第2号様式）
- (4) 研修実績表（第3号様式）
- (5) 歯科東洋医学に関する業績目録（第4号様式）
- (6) 入門講習会受講証
- (7) 認定試験合格証

第6条 認定医の資格を得ようとする者は、第5条に定める申請書類に認定申請料を添えて提出しなければならない。

第7条 認定委員会における審議に合格し認証を受けた者は、登録申請書（第5号様式）に登録料を添えて登録申請を行わなければならない。

第6章 資格の更新

第8条 認定医資格の更新にあたっては、付表1の定める研修単位の加算により、認定期間6年の間に80研修単位以上を取得することとする。うち20単位は本会学術大会、10単位は認定医更新研修会への出席とする。（付表1参照）

第7章 資格更新の手続き

第9条 認定医の認定更新をしようとする者は、認定医更新申請書（第6号様式）、研修実績報告書（第7号様式）に更新手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。ただし認定期間中に満70歳に達したもの、または満70歳以後に資格を認定された者は、資格の更新にあたり、更新免除申請書（第8号様式）を認定委員会に提出することにより規則第9条の適用を受けない。以後は最終資格が終身資格として認定される。

2. 更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。
3. 資格を失効した場合、失効日より2年間はその遅延理由を明記し、申請書類と共に提出することにより、審査を受けることができる。この場合、認定期間6年間は延長しないものとする。

第8章 申請の期日および登録日

第10条 認定医資格および更新の申請は、3月末日までの年1回とする。

2. 認定資格および更新登録は1月1日に行う。
3. 平成30年までの年3回申請、登録がされていた期間の更新についても、3月末日を申請期限とする。

第9章 諸費用

第11条 本制度の施行にかかわる諸手数料は次のように定める。

- (1) 認定試験受験料 5千円
- (2) 認定申請料 2万円
- (3) 登録料 5万円
- (4) 更新手数料 2万円

第12条 既納の認定申請料、登録料および更新手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第10章 補則

第13条 学会が認める学術集会および学術刊行物は次の各号による。

1. 学会が認める学術集会は付表2に定める。
2. 学会が認める学術刊行物は付表3に定める。

第14条 この細則の改定については、認定委員会の議を経て常任理事会の承認を得なければならない。

付 則

第1条 この施行細則は平成8年4月1日から施行する。

第2条 この施行細則は平成11年9月2日から改正施行する。

第3条 この施行細則は平成16年2月28日に改正し、平成16年3月1日から施行する。

第4条 この施行細則は平成18年5月8日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

第5条 この施行細則の施行日から平成19年12月31日まで暫定措置期間とし、旧規則での認定医申請を認める。

第6条 この施行細則は平成21年10月24日に改正し、平成22年4月1日から施行する。

第7条 この施行細則は平成22年4月17日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

第8条 この施行細則は平成23年11月26日に改正し、平成23年11月26日から施行する。

第9条 この施行細則は平成26年4月13日に改正し、平成26年4月13日から施行する。

第10条 この施行細則は平成26年11月8日に改正し、平成26年11月8日から施行する。

第11条 この施行細則は平成27年4月12日に改正し、平成27年4月12日から施行する。

第12条 この施行細則は令和元年10月5日に改正し、令和元年10月5日から施行する。

第12条 この施行細則は令和2年2月6日に改正し、令和2年2月6日から施行する。